裏

二酸化炭素の貯留事業に関する法律抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第百三十二条　（略）

２　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、試掘者又は導管輸送事業者に対し、その業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、試掘者又は導管輸送事業者の事業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

３　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、探査を行う者に対し、その行為に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、探査を行う者の事業所、事務所若しくは自動車若しくは船舶（以下この項において「自動車等」という。）に立ち入り、その行為の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

４　（略）

５　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

６　（略）

第百四十五条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～九　（略）

十　第百三十二条第一項から第四項までの規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第百四十六条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百四十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とする。

○経済産業省令第七十七号

鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百条の二第二項第五号及び第五項の規定に基づき、鉱業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月七日

経済産業大臣　武藤　容治

鉱業法施行規則の一部を改正する省令

鉱業法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第四十四条の五　法第百条の二第二項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～五　（略） 六　申請に係る探査が他人の許可貯留区域等（二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第五条第一項第四号に規定する許可貯留区域等をいう。以下この号において同じ。）の直上の区域で行われるものの場合は、当該許可貯留区域等の貯留事業者等（同法第五条第一項第二号ハに規定する貯留事業者等をいう。）との調整に関する事項 七　（略） （許可証の再交付） **第四十四条の七**　法第百条の二第五項の経済産業省令で定める許可証の再交付及び返納その他許可証に関する手続的事項は次に掲げるものとする。 一　（略） 二　法第百条の二第一項の許可を受けた者（次に掲げるハの場合にあつては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産管財人）は、次に掲げるときは、直ちにその許可証（二の場合にあつては、発見した許可証）を経済産業大臣又は経済産業局長に返納しなければならない。 イ～ハ　（略） ニ　前号の規定により許可証の再交付を受けた後、失われた許可証を発見したとき。	**第四十四条の五**　法第百条の二第二項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～五　（略） （新設） 六　（略） （許可証の再交付） **第四十四条の七**　法第百条の二第五項の経済産業省令で定める許可証の再交付及び返納その他許可証に関する手続的事項は次に掲げるものとする。 一　（略） 二　法第百条の二第一項の許可を受けた者（次に掲げるハの場合にあつては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産管財人）は、次に掲げるときは、直ちにその許可証（二の場合にあつては、発見した許可証）を経済産業大臣又は経済産業局長に返納しなければならない。 イ～ハ　（略） ニ　前項の規定により許可証の再交付を受けた後、失われた許可証を発見したとき。